

## 資 料

沖縄法政研究所フォーラム 第12回シンポジウム

### 議会改革をめざして part II ー 議会改革をどう進めるかー

開催日時 2014年2月1日(土) 14:00~17:00

会 場 沖縄国際大学7号館201教室

主 催 沖縄法政研究所

共 催 自治体学会沖縄地域フォーラム

後 援 沖縄県市長会、沖縄県町村会、  
沖縄県市議会議長会、沖縄村議会議長会

#### 〔開催趣旨〕

自治体議会は、憲法93条に基づき地方公共団体に必置の機関であり、住民の選挙により選ばれた議員で構成された合議制の意思決定機関です。しかしながら、これまで議会は、「首長の追認機関」「強い首長と弱い議会」などと揶揄され、自治体の意思決定において脇役に甘んじてきました。

分権改革が進展するなか、地方自治法が数次にわたり改正され、議会の権限が拡充・強化されるとともに、各議会独自の改革も進められました。その改革の一つとして2006年5月、北海道栗山町議会が全国初の議会基本条例を制定、2013年8月現在、450自治体で同条例が制定されています。沖縄県内においても、2009年9月読谷村議会が県内初の、その後、南城市議会、沖縄県議会、那覇市議会、与那原町議会、南風原町議会が同条例を制定しています。また、他の市町村議会においても様々な改革への取り組みがなされています。

本シンポジウムは、2012年1月に開催された「議会改革をめざして」のpart IIです。今回のシンポジウムでは、県内市町村議会の改革の現状について昨年9月に実施したアンケート調査の結果報告、県内初の円形議場を導入し議会基本条例に沿った改革に取り組み始めた那覇市議会、昨年12月議会で同条例を制定した南風原

町議会の議会改革の進捗状況や課題等について、議員や議会事務局、市民の立場から見た議会に対する疑問や期待について議論を深めていきます。

## 基調報告

議会改革に関するアンケート調査結果分析報告

報告者：前津榮健 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授

## パネリスト報告

市民とともに歩む議会へ！－那覇市議会の挑戦－

前泊美紀 那覇市議会議員／自治体学会沖縄地域フォーラム会員

町民に身近な議会へ

照屋仁士 南風原町議会議員

復帰後の議会改革への取り組み－那覇市議会の例－

島袋庄一 元那覇市議会事務局長／那覇市役所職員

我が事として考えたい「議会のあり方」の視点から

末広尚希 ティンパウホールディングス株式会社代表取締役社長

## パネルディスカッション

議会改革をどう進めるか

パネリスト

前泊美紀、照屋仁士、島袋庄一、末広尚希、前津榮健

コーディネーター

小橋川清弘 自治体学会沖縄地域フォーラム会員／読谷村役場職員

基調報告

## 議会改革に関するアンケート調査結果分析報告

前 津 榮 健

沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授

皆さん、こんにちは。前津と申します。会場の皆様シンポジウムにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また報告の前に、アンケートへご協力いただきました議会関係者の皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。昨年の9月、それに今年1月に追加のアンケートをお願いしたところ、数多くの議会から回答が寄せられました。今回のアンケートにつきましては、町村議長の石垣安秀局長のアドバイスもあり、アンケート項目を絞ってみました。9月のアンケートの結果については、12月の定例講座でご報告しましたが、その際、追加の必要性を感じ、1月に追加のアンケートをお願いしたところであります。

先に資料の説明をしたいと思います。レジメには、なぜ議会改革が必要なのか、議会の法的な位置づけ、地方分権と議会との関係について、また、議会基本条例制定の課題、議員提案条例の制定状況、議会に関する地方自治法の改正点についてまとめてありますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

それでは早速ですが、アンケートの結果について報告していきたいと思います。お手元の資料をご覧になるか、あるいはスクリーンをご覧いただきたいと思います。今回ここで取り上げるアンケート調査結果は、9月に実施した分については、回答率が90.2%、市の方からはすべて回答が寄せられました。1月実施の分については、1カ所を除き回答が寄せられたので、回答率が97.6%という結果になっています。お陰様で高い回答率になっております。

まず、基礎的なデータですが、**市議会の議員数**ですが、平均すると27.5人で、最も多いのが、那覇市の40人で、少ないのが南城市の20人です。**町議会の議員数**は、平均14.8人で、北谷町と西原町が19人、最も少ないのが与那国町の6人です。

村議会の議員数は、平均10.5人で、最も多いのが読谷村の19人、最も少ないのが北大東の5人となっています。

次に、議会改革のための検討組織を立ち上げているか否かについてですが、立ち上げているというところが、市町村合わせて10カ所で、立ち上げていないところは22カ所です。検討中が4カ所、立ち上げる予定もないという所も1カ所あります。この結果を見ると、議会改革の取り組みについては二分していると思います。立ち上げた検討組織の名称につきましては、市の方は「議会改革」という言葉を使っていますが、町村の方では「議会活性化」という言葉を使っている点が特徴的です。

次に、議会日程や議案を住民に対して事前に情報を発信しているかについてです。これは議会の情報公開、住民への情報伝達について積極的に取り組んでいるかに関するものですが、これについては33の議会が発信し、発信していないのは4議会です。では、どのような方法を用いて情報を伝えているのかを見ると、これは複数回答になっておりますが、議会のホームページというのが26議会で、次に議会広報が9、防災無線が7、行政区の掲示版が6、それに区長を経由してというのが7議会となっております。議会のホームページに掲載すれば情報が伝達できるかどうかについては、検証が必要かと思われます。どの程度の住民がインターネットを活用しているのか、また議会のホームページにアクセスしているのかについては、あまり公表されていません。ホームページに掲載すれば、情報が伝達されたものといえるのか疑問を感じます。最近気づきましたが、与那原町の議会は、通りの電光掲示板を活用するようになってきました。様々な工夫をして、適切に議会日程等を住民の伝えるということが重要だと思います。

次に、議会の審議状況を住民に直接伝える手段の整備状況についてですが、これについても整備されている所は26議会で、整備されていない8、検討中が3となっております。では、整備されている手段は何かを複数回答でみると、最も多いのが庁舎内のモニターで22議会、インターネットによる生放送が11、ケーブルテレビによる生放送が4、インターネットによる録画放送が6議会となっております。最近インターネットによる生放送が増加していますが、これも先ほど議会日程等の伝達手段のところで指摘したのと同じ問題を抱えています。それから、庁舎内モニターが一番多かったわけですが、はたして住民のどのくらいの方が庁舎内でモニターを通し

て議会の審議をご覧になっているのか疑問を感じます。どちらかという、議会審議が気になる職員の方々がご覧になっているものと思われます。ケーブルテレビによる生放送や録画放送の方が、むしろ茶の間に直接届くような気もいたします。

次に、これも情報公開に関するものですが、**議員個人の議案に対する賛否結果についての公開**ですが、複数回答でみると、議会だよりで公開しているが8議会、ホームページ上で3、賛否が分かれた場合に公開が4、非公開であるが21議会となっています。住民にとっては一票を投じた議員が議会でどのような行動をとり、どのように判断したのか大いに関心があるところではないかと思いますが、市議会では7カ所、町議会では3カ所、村議会では11カ所が非公開となっています。なぜ自らの判断を住民に知られたくないのか、疑問に感じます。早急に改善すべき点だと考えます。

次に、**議会の所管事務調査等による視察報告書の公開**についてですが、複数回答でみると、議会だよりで公開しているが13議会、ホームページ上で2、公開請求があった場合にのみ公開しているが14議会となっています。最も問題なのは、報告すら義務づけていない議会が9カ所もあるということ、公開請求があった場合にのみ公開しているが議会が14カ所もあるということです。この結果を見ると、議会への住民に対する情報公開の消極的姿勢が伺われます。

次の**政務活動費の収支報告書**についても同様なことが言えます。議会だよりにより公開が3議会、ホームページ上が1、請求があった場合にのみ公開しているが17、この回答は先ほどの視察報告書よりも増えています。政務活動費の多い市議会の10カ所でそのような対応をしていて、ホームページ上で公開しているところは1カ所のみです。政務活動費は、2012年の地方自治法の改正により、政務調査費から政務活動費と名称を変え、「調査研究その他の活動に資するため」と、その用途が調査研究以外のその他の活動にまで拡大され、具体的にあてることができる経費の範囲については条例で定めることとなりました。また、議長に対して報告書を提出することに加え、議長には、政務活動費について、その用途の透明性の確保に努めることが求められています。政務活動費については、住民の関心も高いと思われます。それを請求があった場合にのみ公開するのでは、住民の納得と理解を得ることはできません。むしろ積極的に公開することによって、その政務活動費

の額が十分足りているのか不足しているのかが議論できます。第2の報酬と批判されないためにも、より一層の透明性の確保と住民の納得のいく支出と説明責任が求められるところであります。アンケートによると、政務活動費のない議会もまだあります。政務活動費が必要か否か、額をどの程度にするのか、その効果はあるのか、その検証方法も含めて議論していく必要性があります。

次の**地方自治法96条第2項の議決事項の追加**については、地方自治法の96条に議決案件が列挙されていますが、その第2項に議会の議決事項を追加することができるという規定が法改正により設けられました。それを受けてどのような議決事項を盛り込むかは、各議会の判断に委ねられています。そこで、議決事項を追加したところが17議会、追加してないところが11、検討中5、追加の予定はないというところが2カ所あります。そこで、どのような項目を追加したのかを見ると、追加した項目として、基本構想が11議会、基本構想に係わる基本計画が13議会、各種マスタープランが6議会、地域防災計画が5議会となっています。基本構想については、以前地方自治法第2条4項に議会の議決を経て定めることとなっていました、法改正により削除されたため、96条2項の追加事項として入れているわけです。珍しい例では、名誉町民に関する事項についてという回答もありました。追加事項は議会の権限強化に関わるものだけに、各議会が、今後どのようなものを追加事項とするのか検討していくことが重要かと思えます。

次に、**議会基本条例についての対応**についてですが、北海道の栗山町が議会基本条例制定後、県内でも、2009年9月に読谷村議会が県内初の議会基本条例を制定し、その後、南城市議会、沖縄県議会、那覇市議会、与那原町議会、また調査後、南風原町議会でも同条例が制定されたので市町村議会では5議会が制定済みです。現在、制定を検討中が10議会、現時点で制定する予定はないが21議会、無回答が1議会で、二分しています。実は、先に出てきた「議会改革のための検討組織を立ち上げていますか」との質問の回答と関連して同じような結果となっています。組織を立ち上げていない22、議会基本条例制定の予定はない21、組織を立ち上げている10、同条例制定を検討中10となっており、議会改革の取り組みと大いに関連していることが分かります。

議会基本条例の立案タイプには、栗山町のような改革先行型と条例先行型があり

ますが、県内の同条例の制定過程をみると、条例先行型であるといえます。例えば住民説明会や意見交換会なども開催されていますが、それは議会基本条例にこれらに関する規定を盛り込むための試行ともいえます。条例先行型を否定するわけではありませんが、課題としては、条例に規定された改革の内容が今後確実に実践され実績を積み上げていくことができるか否かにかかっています。先進議会の条例を丸ごと受け入れる、いわゆるコピー条例にするのではなく、自らの議会改革に見合った内容から始め段階的にレベルアップさせることが重要だと思います。

次の**与党、野党意識の強い議会だと思いませんか**という質問事項ですが、これは与野党意識が強い議会では、基本条例制定についての合意がなかなか難しいのではと指摘されていることから入れてみました。そうしますと、強いと思う議会が、市で2、町で2、村で2、合計6となっています。特徴として、お互いが対立するような案件、例えば基地問題等を抱えている自治体から、与野党意識が強いとの回答が寄せられました。皆さんご承知のように、国の国会と内閣との関係と異なり、本来、自治体の議会では与野党という関係は成立しないわけですが、やはり自治体の方でも与野党意識を持って議会運営がなされているようです。ただ、強いとは思わないが9、それから、どちらとも言えないが20ですので、県内では与野党意識はそれほど強くないような気も致します。与野党意識の強弱と議会基本条例の関係について言うと、例えば、比較的与野党意識の強いと思われる県議会も那覇市議会も議会基本条例を制定していることから考えると、それほど関係はないようにも考えられます。全議員の議会改革に対する意識と熱意があれば制定は可能であるとも言えます。今後の議会基本条例制定の動きを注視したいと思います。

**議員個人や政党等の活動ではなく、議会全体として、議会報告会、住民説明会、意見交換会等の場を設けていますか**との質問については、設けていないが28で、設けているは、6議会にすぎない。執行機関の方では、首長との懇談や地域懇談会などさまざまな名称で、従来から地域住民と接触する機会を設けています。議員の方も、1議員として、自分の支持者を集めての報告会は開催していますが、議会全体としての場の設定はこれまでありませんでした。

栗山町の議会基本条例制定以後、県内でも議会基本条例制定過程の中で、議会報告会などが開催されるようになりました。議会活動を直接住民に伝え、意見交換を

することは、議会が住民と積極的に向き合う姿勢を示すことで意義深いことです。今後の積極的な取り組みを期待したいとおもいます。

次に、では**住民説明会や意見交換会で出された住民からの質問や要望およびその回答について、事後どのように取り扱われたか**についてですが、全員協議会で報告、議論した3議会、議会だよりなどで公表が4、執行部側へ報告、対応を求めるが3となっています。質問・要望内容を単に議会だよりに掲載するだけでなく、住民の意見や要望を踏まえ、議会内部でどのような議論があったのか、どのように処理されたのかも含め公表すべきであると考えます。また、執行部側に対応を求めるが3議会となっていますが、おそらく、予算と関連する質問・要望であると思われるので、住民説明会や意見交換会開催の前に、議会内部ばかりでなく執行部と質問・要望の取扱について詰めておく必要があるでしょう。

次に、**議会として、議員間自由討議を行っていますか**についてですが、行っているが4議会、明文化はしていないが、行っているが5、明文化されているが、行ったことはない3、行っていないが25議会です。住民の立場からみると、議員は議会で首長に対してさまざまな質問をしますが、各議員の考え方や立場の違いが分からないとの不満がありました。議会の存在意義は討議にあり、議員相互の討議により、議案のメリット、デメリットが多角的に捉えられるようになり、議会としての意思が明確になるとして、近年、議会改革の1つとして、議員間討議の意義や必要性が指摘されるようになってきました。議員間討論については、これまであまり経験がないので、まだまだ消極的かと思います。住民の前で堂々と意見をぶつけ合わせる、そういう場の設定が必要です。それを行うことで、住民も各議員の考え方の違いを知ることができるし、また、次の選挙での判断材料に繋げることもできます。ただ、議員同士が、議員間自由討議を積極的に取り入れることについて一致しなければ導入できない仕組みでもあり、その点で議員の意識改革を進める必要があります。そして、これを導入した場合には、住民に見えるかたちで討議することが重要であります。

次に、**議案審査の際、首長など執行部が議会への逆質問（反問権）を行っていますか**についてですが、行っているが3議会となっていますが、いずれも議会基本条例に反問権を盛り込んだ議会です。会議規則等で明文化したものの行ったことがな



いが4議会、行ったことがないが30議会となっています。従来、議会は、議員が一方的に執行部側に質問を行い、執行部側が答弁するというかたちで運営されてきましたが、執行部側からの逆質問、反問権を認める議会が増えてきています。議員にとっては、質問する立場から、質問される立場に立つので、緊張感が生まれ十分精査した上で議論に臨まなければならず、議員としての力量が問われることにもなります。今後、議会基本条例制定の際に、反問権に関する規定が盛り込まれるのか否かを注視する必要があります。

**議員定数と議員報酬のあり方**については、様々な考え方があるかと思いますが、今回は次のように尋ねてみました。例えば、議員の専門性を高めるため、議員定数を削減し、報酬を上げるは、市の方では4カ所、町で1、計5、住民の声を十分反映させるため、議員定数を増やし、報酬を下げる1、執行部に対する議会の力を強化するため、議員定数を増やし、報酬も上げるは2、議員定数を削減し、報酬も下げるというところはありませんでした。それに対し、現状のままでよいが23です。とりわけ、町の方で8、村で12となっています。議員定数については、県内の議会はほとんど減数しています。この質問は、議員自身に関わるものなので、現状を肯定する結果となっているものと考えられますが、今後の議会・議員のあり方を考えるためにも議論を深める必要があると思います。

次に、**平成25年度一般会計当初予算における議会費の割合**についてです。これについては、あまり住民に知られていないものと考え、追加で質問した項目です。平成25年度一般会計当初予算に占める議会費の割合は、市が平均0.9%、町が平均1.35%、村が1.84%となっています。ちなみに、全国の市の平均が0.4から0.8%、それから町村の方の平均が2%となっております。例えば、民生費や土木費等と比べると、いかに少ないかというのがよくわかります。

次に、**議長、一般議員の報酬額**についてです。市の方は、議長が平均47万7273円、一般議員が平均39万8,364円、町の方は、議長が平均29万1245円、一般議員平均22万6473円、村の方は、議長が平均25万6097円、一般議員が平均19万7228円となっています。この報酬の額というのは、議会の構成メンバーにも影響を与えます。つまり、若い人や働き盛りの家庭や子どもを抱えた人が立候補し、安心して議員活動に専念できるのかという問題とこれは絡んでくるわけです。この報酬額について

は、皆さん、それぞれ考え方・感じ方があるかと思いますが、議員の方々からも発言していただき議論すべき課題の一つでもあります。

次に、その議会を裏から支える議会事務局の職員数についてです。市の平均が9.5人で、最も多いのが那覇市の25人、少ないのが豊見城市と南城市の5人、町の平均が3.1人で、金武町、北谷町、西原町、南風原町が4人、少ないのは与那国町の1人、村の平均は2.3人で、多いのが読谷村の4人、座間味村、南大東村、北大東村は1人となっています。議員数や仕事の内容を見ないと一概に多い少ないと言えないかもしれませんが、市町村長部局の職員数と比較してみると、遥かに少ないことは指摘できるかと思えます。

市町村部局の職員を実数でみると、平成25年4月1日現在、もちろん人口規模等で違いがあるのは当然ですが、市の平均が621.7人で、最も多くて市の平均を押し上げているのが那覇市の1440人、少ないのは石垣市の338人、町の平均が142人で、北谷町が243人、少ないのが与那国町の57人、村の平均が77.2人で、読谷村が186人、少ないのが北大東村の24人となっています。そして、先ほどの議会事務局の職員数と市町村部局の職員数を合わせた平均でみると、市の方の議会事務局職員は1.5%、町の方は2.1%、村の方は2.9%となっています。

そして、その職員の中に、法務担当職員が配置されているかをみると、配置されていないが35、無回答2という状況にあります。議会の政策形成能力・法務能力が強く求められています、それをサポートする担当職員も配置されていないのが現状であります。執行機関の法規担当職員を活用している事例もありますが、二元代表制を採用している以上、議会独自の担当職員の配置が望ましいでしょう。議会改革を進めていく中で、議会事務局の役割や職員のあり方等についても早急に議論すべきであると考えます。

これまでの事項以外に、議会改革の一環として取り組んだことのある事例については、次のような事例が寄せられました。

- ①北中城村議会は、9月、3月の議会定例会で一般質問を夜間におこなっている。
- ②東村議会は、休日議会、夜間議会をおこなっている。
- ③糸満市は、今年3月定例会で議員定数を24人から21人へと改正した。
- ④浦添市は、こども議会の共催。嘉手納町議会は、子ども議会を過去行ったことが

ある。

⑤うるま市議会は、本議会のインターネット配信。傍聴席での難聴者用ヘッドホンの設置している。

⑥沖縄市議会は、議会開会中のぼり旗を本庁玄関前に設置している。一般質問における一問一答式を試行している。

⑦那覇市議会は、一問一答制の導入、正副議長選挙の際の所信表明の導入、すべての会議を原則として公開、議会報告会を毎年開催、議員問討議による合意形成、予算決算常任委員会および議会改革推進組織を設置した、とのこと。

また、議会改革を行うにあたり、以前に比べ変化や影響（住民からの反響など）があったか。また、議会改革を行うにあたり、課題・懸念と感じている点については、次のような意見が寄せられました。

・南風原町議会は、議会報告会を平成24年・25年に実施しました。町民と直接対話する機会を設け、意見や要望などいただき、その意見要望を全議員で真摯に対応を協議し、取りまとめた。重要な意見は町長へ要望書を提出した。これらの一連の事業を取り組む中で、議員同士の自由な討議が行えたことと、事業の重要性を認識し、議会として引き続き実施することを全議員で確認できたことは、大きな進歩であると考えている。

・与那原町議会は、他団体からの議会改革についての研修申込が増えた。地域住民が議会に対して以前より関心を持つようになった。

・浦添市議会は、議員定数のさらなる削減。議会中継・ネット配信などにより、透明性のある開かれた議会を目指したい。

・名護市議会は、他市議会などにおいての研修や識者の講演を聴取することにより議員の認識に変化、市民との対話、説明責任を再認識した。

・那覇市議会は、(市民からの要望事項として)スマートフォンでもインターネット中継を視聴できるようにしてほしいとの声があった。

以上、アンケート結果を簡単に分析しまとめると、次のように指摘することができます。

①議会改革に積極的な議会と消極的（現状維持）な議会が見られ、二極化しており、議会間格差が懸念される。

②情報公開について情報伝達手段は整備されているが、情報が十分伝わっているのかは疑問である。情報の伝達度について検証が必要である。

③議会基本条例の制定については判断が分かれている。今後制定する場合でも条例先行型になるものと思われる。

④議員同士の討議が十分なされていない。これまで経験がなく試行の段階にある。

⑤議会改革を進める中で、議会費・職員の配置等について、検討が必要である。

⑥住民へ議会活動を説明する場の設定、及び議会の現状を伝える努力が必要である。

今後、議会には、このような議会の現状を住民に伝え、住民や議員間で議論を深め、住民の理解を得た、そして住民の支持を得た議会改革を進める努力が必要です。また、住民の側も、選挙の時ばかりでなく、平日頃から議会に関心を持ち、議会及び議員の活動等を知る必要があると強く思います。

最後に、今回のアンケート調査にご協力いただいた各議会の議長ならびに議会事務局の方々に感謝とお礼を申し上げ、私の報告を終えたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

パネリスト報告

## 市民とともに歩む議会へ！ －那覇市議会の挑戦－

前 泊 美 紀

那覇市議会議員／自治体学会沖縄地域フォーラム会員

皆さん、こんにちは。旧正月の本当に忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。那覇市議会議員無所属の前泊美紀と申します。本日は皆様と那覇市議会の議会改革の取り組みをご紹介させていただきながら、議会とはどんなところなのか、どうしたらもっと議会が市民の声を反映する信頼される議会になるのか、そういったことについて考えていけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お時間も10分ということですので、早速この問題に入らせていただきます。お手元の資料の26ページをお開きください。市民とともに歩む議会へ！－那覇市議会の挑戦－ということで、那覇市議会はただいま議会改革真っ最中の真っ盛りでございます。那覇市は人口が32万人。面積が39.23km<sup>2</sup>という小さな市なんです。その小さい中に多くの人口が入っているという中核市でございます。那覇市議会の定数は40です。政党と会派がリンクした形で9つの会派があります。その中に、私が所属する「無所属の会」があります。私は無所属なんですけれども、今回は2人無所属議員がおりますので、会派を結成しました。そして、無会派の議員が2人。うち、維新の会の議員がお1人、そして、さきの辺野古の問題でいろいろありまして、自民党の議員が1人無会派でおります。そして議会基本条例におきまして、私どもの那覇市は議長は会派に所属しないということになっておりますので、全部で3名が無会派ということになっております。会派の構成は市長派が、いわゆる与党野党という言い方は、本来は地方議会ではないんですけれども、便宜上使わせていただきますと、カギ括弧つきの「与党」というのが26人ということで、圧倒的な多数を占めている安定議会というのが現状です。そして右側の方の写真をご

ご覧ください。新しい那覇市議会の議場です。全国からも視察が殺到しております。円形の議場で、そして側面はガラス張りになっているんです。また小さなお子様連れでも傍聴できるように、ガラス張りの親子傍聴室も備えているという画期的な、自画自賛して申しわけありませんけれども、画期的な議会になっております。当議会を訪れたある議員がおっしゃっていました。那覇市議会の議会改革は、まさに新しい袋に新しい酒を入れる、そういった感じがするというような言葉もいただいております。形だけではなくて、実際、中身も充実させるように頑張っているところであります。

それでは、この議会改革、皆さんからよく聞かれるのは、きっかけは何だったのかということです。今回も、ここ数年の議会改革についてお話をしますけれども、大きく2つのきっかけがありました。1つは新庁舎をつくるにあたり、新しい議場をどうしようかということで、特別委員会が設置されたこと。私は平成21年から議員をしておりますので、その前に設置されたものであります。そのことが1点。そして2点目に、那覇市は昨年4月より中核市に移行しましたが、それに伴い調査特別委員会を立ち上げました。その中で、行政のいろいろな権限を県から移譲して大きな市になるという、それに伴い議会も強い議会をつくっていかなければならないということで、この特別委員会の中で議会改革についても勉強が行われた経緯があります。その中で議会改革の流れが始まってまいりました。那覇市議会の特徴としましては、後に条例を制定することになるんですが、その制定過程の中で市民アンケートを実施したり、タウンミーティングで市民の皆様の声を聞いて、それで本議会改革の方向性を探ってきたところがあります。2点目の那覇市議会現状分析というのは、その中の市民アンケートの結果を分析したものであります。那覇市議会の良い点としましては、沖縄県内の市町村議会、皆さんもそうだと思うんですが、議会質問が活発であること。ほとんど全ての議員が質問をしますね。そしてもう1つ、悪い点というのが、課題点ですね。「与野」党の対立が非常に著しい。その結果、全体でも合意形成が不十分であるということが、分析の結果から見えてまいりました。このような中で、まずは議会基本条例という1つのツールを通して改革を進めていこうということになりました。那覇市議会基本条例の特徴は、先ほどの前津先生のお話の言い方を借りましたら条例先行型。そして、様々な検討をし、

フルセット型の条例をつくろうということで取り組んでまいりました。

では、全国的に言われている一般的な話ではございますが、その議会基本条例のポイントを幾つかご紹介します。

那覇市議会の基本条例とあわせて紹介しますと、何ととっても一番の基本条例の真骨頂であります地域と意見交換をする場、それを条例でどう規定していくかということ。那覇市議会では議会報告会を毎年開催することと明記しておりまして、年1回と、実質的には年に2回ほどを予定しています。予算決算のときの議会報告会と、そのほかに意見交換ができたということと規定しております。

2点目のこれが課題ですね、議員間討論。数年前までは、代表者会議などでも各会派の賛成・反対の多数決のみで決まるということがお決まりでした。全く議論をしない議会だったんですね。それが、改革を進める中で会派の壁が低くなっていった、うちの会派はこういう議論の結果賛成、こういう議論の結果反対などということとを表明するようになってきました。そして委員会の中でも議員間討論の時間もちゃんと設けてですね、これまでだったら休憩中に何となく話し合っていた議論を、表立って残る形で討議をするということに取り組んでいます。急にはなかなかうまくいかないんですが、意見を出し合って、今はこんな感じで進めていっています。

そして3番目、陳情者の意見陳述です。陳情者の話を聞かずに当局の説明のみで審議するのはちょっとおかしい話なのが現状です。ちゃんと陳情者にお話をできればいただきたいということで、これも努力規定で設けております。

4番目の議決事件の追加。那覇市はかなり広い範囲で追加をしておりますが、これもまたちょっと時間があればお話しをしたいと思います。

5点目、反問権。これも条例で設定されておりまして、例えば当局や市長が「先ほどの議員の質問はこういった内容でよろしいですか」という消極的な意味合いではなくて、きちんとキャッチボールができる反問権を想定をしてつくってあります。が、まだ一度も行使したことは今のところありません。

さて、こういったポイントを備えた議会基本条例なんですけれども、この条例を制定するに至ったポイントが幾つかございました。それは、この資料の9ページにもございます。那覇市議会では条例制定までの期限を設けていますね。いつまで

に、どういったプロセスを経ていきたいと思いますという計画をまとめました。これがないと、なかなかずるずるとずれ込んでいくという、他の議会ではみられることと聞いています。これが特によかったのかなと思います。それと、那覇市議会では、先ほど述べたように会派が非常に強い仕組みですから、全員が話をするということがありませんでした。私は那覇市議会で、ここ数年ではですね、初めての任期当初からの1人無所属として1期目をやってまいりましたので、公の場で発言できる機会が少なかつたんですね。私のような立場の人とか会派の中でも少数意見になってしまう、こういった人たちとも自由に議論した結果で、皆で共通認識を高めていき進めていくべきだという考えの中から全員協議会の設置を求めたところ、初めて設置されて、その中で意識の共有を深めることができました。また、先ほども少しご紹介しましたけれども、条例制定の過程に各種団体の皆さんとの意見交換やアンケート、タウンミーティングなどを実施したというのも、全国的に見てもちょっと珍しいそんな例じゃないかなと思っております。

そして次は「改選後の議会改革」なんですが、実は私ども、昨年の7月に改選がございました。条例は平成24年12月につくりましたけれども、改選後、トーンダウンしてしまう議会というのも多々あると聞いております。ですので、那覇市議会も改選後、これはしっかりと今後の条例に魂を入れて行く作業をしなくちゃいけないということで、早速、議会改革推進組織というものを、全員が関わる形で立ち上げております。その中で3つの部会を持って構成しています。議会改革部会、広報参画部会、政策検討部会の3つの部会です。この部会、どういったことをしているのかと簡単にご説明申し上げますと、まず、この議会改革部会というのが議会の運営に関することが主なんですが、現在のトピックとしては政務活動費、この基準が那覇市は非常にあいまいでありました。これを明確に規定して全体で共有し、また市民にも透明性を図っていこうということで検討をしています。そして広報参画部会は、市民との間に立っての広報をしたり、市民と議会の接点をつくる場をつくるということで、議会報告会の運営を担う形になっております。続きまして政策検討部会というのは、例えば市民の皆様から報告会へ上がってきた意見など、こういうのをまとめてブラッシュアップをしていって政策に反映する、または法制化していく、そういったサイクルをつくるということを検討中であります。これが上手くい



けば、市民の皆さんの声を政策に反映していく、政策形成サイクルができると、そういう予定になっています。

那覇市議会の議員全員が参加する本格的な議会報告会が、昨年11月に実施されました。各班10名ずつ4つの班に分かれて、那覇本庁地区、首里地区、小禄地区、真和志地区と4つの会場で2日間にわたって行っております。この報告会の結果は各班、そして部会でまとめ上げて、議会の中で解決するもの、そして市のほうに提示するものなどに分けまして、昨年12月に議長が代表して市長に、その報告会から上がってきて、市のほうに願う、検討してもらおうというのを手渡しをしております。市民の皆さまへの回答の仕方に関しましては、今はちょっと模索中ではありますが、その結果を市民の皆様へ報告書としてお知らせをしようという流れになっている次第です。この議会報告会については、次は、年度が明けまして5月ごろを予定しておりますので、どうぞ足を運んでいただければと思います。

さて、今までは那覇市議会の議会改革の大まかな流れとして客観的に話をさせていただきました。ここで1つだけ個人の感想を持ったお話をさせていただきたいと思います。私、先ほど申し上げました、1人で所属をしておりました。全国で「自分は議会改革に関心があるよ」「僕はこんなことを知っているんだ」「市民に報告会もしている」「自分は頑張っているけど議会が分かってくれない」という、1人で頑張っている方も大勢いらっしゃいます。それはそれで立派なこと、1人から始めるという議会改革、それは大変なことだと思います。しかし、やっぱり議会が全体として変わる、議会全員で「チーム議会」として取り組んでいくという必要があるわけですね。ですから、1人の活動にとどまることなく40人で成し得た形で取り組んでいく、「1人の40歩よりも40人の1歩」という形にするためにはどうしたらいいのかということで、那覇市議会でも、こういった議論をさまざまに行っております。その中で、私の取り組んだ1つの事例としましては、先ほどの話にもありました議長選挙の立候補制の導入、そして立候補制、そして所信表明会の部分ですね。これは今回の議長選から導入され実現しております。そして全員協議会、一人無所属の権利保障等々ありますが、まず、何度も議会には言っているんだけど、議会から「聞いてない」と言わさないためにはですね、ちゃんと要望書をつくって議長に渡す、そして回答をいただくと、そういったこともする必要がありま

す。そうすることで改選後も引き継ぐことができ、改選後に実施に至ったのも幾つかあります。また、沖縄の特質から、1人でも多く周りの理解を得て、皆で仲良く議会改革を進めていく方法も、非常に有効ではないかなと感じております。

最後に、5点目ですね。那覇市議会の今後の課題ですが、やはり那覇市議会はカギ括弧つきの「与野」党の対立、そういった意識が強いですね。議案説明会は会派ごとに行っているという非常に異常な状態です。県議会ですら議会改革が進み1回の開催ですから、この壁をどう乗り越えようかということが課題です。ただ、那覇市議会も着々と進んでおりまして、来週にも2月定例会の議案説明、賛同する会派で与野党含めて1回で済ませようという動きが、今まさに進んでいるところでありますので、今後もぜひご注目いただきたいと思います。

残りの部分、6番に関しましては、お時間の都合もありますので、最後にまとめの部分で多少触れさせていただきたいと思います。以上、那覇市議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

パネリスト報告

## 町民に身近な議会へ

照屋 仁士

南風原町議会議員

皆さん、改めましてこんにちは。ご紹介いただきました南風原町議会議員の照屋仁士と申します。私も議員になりまして、今、ちょうど4年足らず1期目の1年生でございます。そういった中で、今回、直近の平成25年12月に南風原町議会基本条例を制定したということで、この席に招かれたのかなと思っております。言葉足らずで伝わらないところも多々あると思いますが、しばらくお付き合いのほど、よろしく願います。

資料のほうでは28ページのほうから発表させていただきたいと思います。まず、私が議員になったのが、平成22年の9月です。その後、平成23年の6月に、議会活性化調査特別委員会が設置され、委員長を議長より拝命いたしました。そういった中で議会活性化への議論を進めてきたわけですけれども、まず1番目、1つずつ、少しずつ進められてきた議会活性化（議会改革）の取り組みということで、資料のほうをつけさせていただきました。資料のほうでは29ページから32ページのほうに載っております。この資料にあるとおり、平成11年の全町村議会議員・事務局職員による「議会活性化シンポジウム」そして平成12年2月の沖縄県町村議会議長会の「定期総会」において、「議会活性化方策」ということで、それを契機に、それぞれの町村で今後の議会のあり方について検討するという協議がなされてきました。

私たち南風原町議会としては、これまでの議会としての主な取り組みの経過として、下線を引いてある1からありますけれども、5番目の一般質問の取り組みというのを平成14年3月定例会から。そして30ページのほうの6番目、議員定数の見直し平成17年3月、そして8番目に、議会の議決事件の追加平成17年9月、そして12番目、常任委員会の名称及び委員定数の変更、そして15番目、賛否の状況を公表（平成21年9月）ということで、私が議員になる以前からも、私たち南風

原町議会では、さまざまな議論と検討の中で、一つ一つ全員協議会であったり、議会運営委員会であったり、そういった申し合わせの中で議会改革を進めてまいりました。そして今の私たち17期の議員になりますけれども、17期議員になったときに、日本全国、そしてまた県内でもこの議会活性化に向けて、そしてまた議会基本条例の制定というのが議論されるようになり、私たち南風原町議会でもそれに向けていこうというような話し合いが行われ、2011年の6月、議会活性化調査特別委員会という名称で設置されました。先ほど前津先生のお話でも、この議会基本条例については、条例先行型というふうにありましたけれども、あえて私たちも何度かの勉強会を重ねるうちに、やはり条例制定を先にするのではなく、問題解決を先にしていこうというところで、問題解決型の議論を進めてきたというのが特徴としてあるのかなと思います。それから、どういったふうの問題点を抽出していったかというところ、33項目の具体的な調査検討項目というのを何度も何度も話し合っていく中で、確認していきました。それが33ページから37ページまでに記載してあります。その具体的な項目という中で、議会運営のあり方については、どういった問題があるのか。そして34ページを見ていくと、議会の機能強化の手法としてはどういったことがあるのか。そして情報公開の推進と情報共有について、どういったことをしていくのか。住民参画のあり方についてどうするのか。そして最後に政務活動費であったり、議会基本条例、そして政治倫理条例ということについて考えていこうじゃないかというようなことで進めてまいりました。昨年の12月、議会基本条例を制定するまでに、この2011年6月から合計39回の議論を重ねてまいりました。2年半かかりましたので、約30カ月で39回。当然、定例会がある月はそういった議論もなかなかできないという中で、月に最低2回以上、多いときには週1回のペースで議論を進めてまいりました。そういった中で、先ほど言った問題解決型でいこうといったところで、私たちの特徴としては、できるだけできるものを先に前倒しでやろうということで、3回にわたり中間報告書を全員協議会に諮り、そして全員の理解のもとで前倒しで実施をしてまいりました。そちらのほうが、先ほどの資料1の31ページのほうになります。31ページの19番目では、那覇市議会でも取り組まれている議会活動報告会の実施、これは平成24年の4月、そして平成25年の4月。これまで2回開催しております。また、20番目の一般質問の取組、ここでは第

2回中間報告書において一般質問の対面方式というのを採用しました。これについては、これまでこういった壇上に上って議員の皆さんに向かって一般質問をするという形態だったのを、今後導入する予定をしているインターネット配信など、いかに、町民の皆さんに見ていただけるかという立場になって、執行部対議会というのをより鮮明にするためにということを考えて、対面方式を導入してきました。そして、ここまでは議会の中間報告書について書かれておりますが、3回目の中間報告書については議会基本条例の素案ということになっております。そういった中で、これまでそういった議論を進めて、2013年の12月、議会基本条例の制定をしました。大きく言えば、議会基本条例は日本全国いろいろ似たところはありますけれども、議員自らを律することで、そして議会の役割を明確化したというのがこの議会基本条例だと思います。資料として皆さんにお配りすると、非常に膨大な二十何ページという膨大な資料になってしまうので、ここでは割愛させていただきますが、私たちの南風原町議会基本条例の特徴として、まず第1点、前文に歴史的背景、議会の使命のほうが明記されております。こちらについては県内各市町村の条例を見ながら、そしてまた県外の条例も参照しながら、作成させていただきました。

2番目に、よりわかりやすい逐条解説をつけてあるというところで。条例の文案とかは、やはり一般市民の皆さんが見ても、聞いても、なかなかよく分からない。できるだけ住民の皆さんが分かるような条例の文案にしようじゃないかということ、さきに逐条解説のほうも取り組んだという特徴があります。

次に3番目に、議会で取り組むこととして会議の原則公開。これは本会議、委員会、すべての会議を原則公開にしていくこと。そして町民参画、民意の反映。町民の皆さんにできるだけ見ていただき、関わっていただき、そしてその民意をしっかりと議員みずから発言の中に込めていくところを明記してあります。そして議員の説明責任と議会報告会。この議会報告会についても、とりあえずは、まず前例して実施して、いろいろな問題点が見えております。また、これについては、今後改善・改良して、より住民の皆さんがわかりやすい報告会にしていきたいと考えております。

次に、執行部と取り組む点については、事前通告と答弁書。そして反問権、そして政策形成過程の説明、議決事件の追加、政務活動費という点で、この点も実際、

執行部の理解がなければ進めることができない条例になっていますので、その点では全議員の議論だけでなく、執行部の皆さんとも意見交換を何度か文書でも、そして実際にも取り組みながら条例へと反映させてきました。そして最高規範性と見直し条項というところですよ。私たち議会も今度の9月に改選を迎えます。先ほどもあったように、改選を控えて、議会改革がトーンダウンしないように。そしてまた時代時代ですばらしいものにかえていけるように、そういった部分で見直し条項をつけているという点で、それをまた改選後に新しい18期議員で取り組んでいけたらなというふうに考えております。

次に、2番目と3番目については、私は個人的な主観を書いたんですけども、詳しくはシンポジウムで述べるとして、今回で、私がこの場に呼ばれて議会活性化の委員長ということで説明をしているわけですけども、私にとってこの議会改革というのは、決して難しいことではなく、先輩の議員たちが今まで積み重ねてきたことを、ただ当たり前のことを当たり前で文書にしていく。本当に大きな目立った改革ではないんですが、これまでやってきた改革をしっかりと明文化して、次の世代に引き継いでいく。そういった意味合いがありました。そういった部分では非常に周りの議員の皆さん方の本当の改革、そしてもっとできるんじゃないか、もっとできるんじゃないかというような意見がたくさんある中で、何とか全員で共感して、そして条例にして前に進んでいくというところを考えると、まずこの基本条例制定というのがスタート地点だったように思います。この条例は先ほど言ったように見直し条項もついておりますので、これからどんどんいいものを取り入れながら、また悪いものは改めながら、そのように進めていけるように、私もこれから取り組んでいけたらなと思います。ご清聴ありがとうございました。

パネリスト報告

## 復帰後の議会改革への取り組み －那覇市議会の例－

島袋 庄 一

元那覇市議会事務局長／那覇市役所職員

こんにちは。ただいま紹介を受けました那覇市職員の島袋でございます。よろしくお願いたします。私は前に議会事務局に17年ほどおりました、そのときに議会運営先例集というのを発行といいますが、編集に携わったことがありますので、そのことでぜひということになったのかなという考えを持っております。議会運営先例集は205ページありまして、復帰後33年、あの時点で33年たっていましたので、平成17年7月に発行したのですが、ボリュームがありますので、今日はその中から端折って、触りの部分といいますが、それを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

それでは配布資料38ページをお願いします。那覇市議会の沿革です。昭和47年(1972年)、27年間の米国の軍事的な支配下にあった沖縄がですね、この日をもって決議をやったほうがいいのではないかというふうな考えがありまして、復帰の日、5月15日に「祖国復帰宣言」を那覇市議会は行っております。これは、それまでの27年間を振り返って、今度は憲法とか地方自治法が適用されますので、地方自治、地方分権をみずからつくり上げていこうという決意と熱意が溢れている文案であります。次に広報紙「那覇市議会だより」これを発行しております。全世帯に配布しておりまして、議会で決めたことを知らせるということで、新聞版の半分、その8ページで、全世帯に配布ということで、始まっております。年に5回発行です。市民向けに発行しております。今日でも続いております。

それから2番目に、昭和50年(1975年)冊子で「市政概要」というのがありますが、これは約400ページになりますけれども、那覇市の各課の業務全般を1ページから2ページぐらいで業務内容をまとめまして発行しております。これは議員活

動の基本的な資料ではないかということで、執行機関の協力を得ながら毎年発行して今日に受け継がれております。

次に3番目、昭和61年ですね。昭和41年(1966年)から発行していました冊子「議会調査」がありましたけれども、それは100ページぐらいでしたが、それを「決算審査資料」として220ページほどにボリュームを上げて、議員活動をより豊かなものにしていこうということで発行しております。議会のチェック機能、検査機能を図るということで、中身はといいますと、県内11市の決算状況を並べまして、平均値をとって那覇市と比較するような方法。それから、県外については類似の市ですね。那覇市が30万人ですから、30万人から40万人規模の同じ都市の決算状況などをいろいろ分析をしまして、指標を出して、それと那覇市と比較しまして、那覇市は現在どの程度の位置にあるのか、といった統計を出しております、この年度以降、毎年発行するようになっております。

次に昭和62年、情報公開条例を可決しております。当初、議会を含めるべきかどうかという議論もありましたけれども、那覇市においては最初から議会を含めてスタートしております。全国で3番目というところであります。今から27年前になりますが、その翌年、4月1日から実施しておりますけれども、当初は委員会記録とか本会議記録に対する素朴な要求でありましたけれども、議会で見ますと出席簿、委員会とか本会議の出席簿の資料を見たいとかですね。それから、しばらくしますと出席状況を集計してもらえないかなといったようなことになってきました。また、政務調査費の決算書が見たいということで、政務調査費に関する要求が出てきました。それから、政務調査費は決算書だけではなくて、可能な限り明細書も出してございましたけれども、領収書をつけてほしいということもありまして、領収書も公表するようになりました。これは単純にいきませんで、議会運営委員会と協議をして全会一致を基本として運営されていますので、二、三年してから領収書を公開するようになりました。ところが、領収書を公開しますと、市民から「これは不都合じゃないのか、これはおかしい」と。ちょっと細かいことは省略しますが、いろいろな意見が出まして、これがマスコミに大きく取り上げられまして、市民から批判を受けたことがあります。それから視察研修費の内容の公開ですね。それから報告書。あるのかないのか。あるものは公開してもらいたいという形で変



わってきました。それから議長交際費、これも明細書を出してほしいと要求されました。しばらくたちますと領収書も添付してもらいたいということになりました。そうこうしているうちに、ある市民からですね、情報公開を施行して4年目ぐらいですかね、議会事務局職員が委員会記録とか、公開記録をきれいにしている可能性があるから、テープも公開してほしいと。テープから掘り起こしをして、記録にして文字にしていきますので、これを反訳と言っていますけれども、職員が気をきかせてきれいにしているんじゃないかと、疑わしいのでテープを公開してくださいというように、どんどんある意味では進化してくるようなところもありまして、対応をする職員もとても大変でした。最終的に議会運営委員会に諮ったので、了解をいただいてテープも公開しました。これは今まで何度かやっています。その結果、かえってそういうので安心だ、そういうことはない、納得していただいたと思います。現在では、そこまでの要求はないような気がします。事務局職員が文書をきれいにするというのにはあり得ない話です。「えー」とか「あー」とかですね。言い間違えいというのはあり得ますので、ある程度、趣旨を変更してはいけませんが、助詞の変更とかですね、言い間違えたのは直しています。蛇足ですが。そういうような中で、一番難しかったのは、秘密会会議録の公開ですが、これはまた後ほど触れたいと思います。

次に5番目、議員定数を平成元年より48人から44人に減少しております。これはその当時、法律では48人までできたんですが、全国的な傾向、類似都市の傾向もありますので、4人減らしたということでもあります。

次に平成3年、市制施行70周年記念事業として「子ども議会」を開催しております。子ども議会ですので、父兄の方も大勢いらっしゃいまして、廊下、階段のほうも含めまして立見席ということではないんですが溢れるぐらいの傍聴者が130人ぐらいまでは数えましたけれども、数えきれないぐらいで傍聴席が1階、2階ありますが、2階席まで全部埋まるような状況でした。

次に7番目、議会呼称の通し番号ですね。国会もそうなんですが、第何回国会、第何回通常国会、現在の通常国会は何回かご存じの方はいらっしゃいますでしょうか。186回なんですが、国会はこの回数方式なんですが、実際、この正式な名称は使われておりません。今日の新聞を見たんですが、186回国会というのはありませ

んでした。この間ないんですね。ですから国会を真似するんじゃなくて、那覇市においては独自方式で、今までは国会方式でやっておりましたが、復帰後の6月を第1回として、185回まできたんですが、定例会も臨時会も第何回議会と番号を打ってきたんですが、通し番号方式を改めまして、平成4年(1992年)2月那覇市議会臨時会というふうな名称で現在に至っております。これも大変議論がありました。それ以前は本会議場で平成何年という言葉を使うと問題ないけれども、西暦1994年と言うと問題になりました。役所は元号を使うべきだということで、議員同士でもめたり、執行部の提案の議案に西暦があると、これはおかしいんじゃないか、事務局はどう思うんだとか、私も怒られたりすることがあったんですが、当時の事務局の考え方としましては、元号も西暦も正しいのではないかとということで、両方併記方式に変えましょうということで変わってきております。

次に平成5年、沖縄ケーブルネットワーク(OCN)による本会議の生放送が始まっています。これは、実は5年も前から沖縄ケーブルネットワークからは、「やってもいいですよ」という申し入れもあって、議会運営委員会で議論してきたんですが、本会議場を実況中継するというのは聞いたこともないし、考えられない。いくら情報公開をうちがやるからといってもということで、当初は理解が得られなかったので、実行に移すまでに5年かかっております。実施に移しましたら、市民からの苦情が絶えませんでした。議員の服装がどうのこうのとかなですね、居眠りをしている人がいるんじゃないかとかなですね、カメラは固定化するのではなく、方向を変えて、どんどん撮るべきじゃないかとかなですね、意見が出まして、不満続出という状況でした。しかし、お茶の間で見られるということで、傍聴者がそれを境にして減ってきたような感じもしています。

次に、同じく平成5年ですが、那覇市議会史編纂室で編纂事業がスタートしました。これは市政施行70周年を記念してスタートしましたが、平成23年度まで続きまして、全部で11巻、発刊いたしました。1巻が大体600ページから700ページぐらいあります。18年間にわたって事業が行われました。来年は展示会が予定されています。

次に平成7年、秘密会会議録の部分公開がありまして、那覇市議会は特に特別委員会を議決に基づいて設置しますけれども、平成5年12月に設置した特別委員会が

一部秘密会になりまして、その場で証人喚問を行うという、証人尋問を行っています。証人尋問を行いますと、これがマスコミに取り上げられたわけですが、それが終わってからですね、秘密会会議録を公開すべきじゃないかというようなことが出てきて、大変悩みました。前例もないですし、専門家の多数意見についてもわからないということであったんですが、当時、情報公開審査会がありまして、そこで審査をしていただきましたが、審査会としては、あの当時、前津先生も一緒ですが、前津先生は公開すべきという立場で、私のほうは市の条例で情報公開条例がありますけれども、地方自治法とか会議規則、委員会条例に基づいて合法的に秘密会が開催されているので公開することはできないという、そういう立場で議会の立場に立って大いに議論をしたことがあります。1年余り議論しましたが、最後は議会が負けました。前津先生の勝ちということになりました。これは秘密である部分とそうでない部分を分けてですね、秘密性がなくなったものは公開すべきという答申が出ました。全国でもこれは初めてということで大分取り上げられたんですが、これを議会に持ち帰りましたが、どんな手続で公開するのかということの規定がないものですから、大変弱りまして、最終的には本会議の議決でもって可決。議決でもって公開しました。部分公開でありました。

次に平成10年ですね。会議録検索システムを導入しました。これは那覇市の導入は自前で、手作りで作っていきこうということがありましたので、時間がかかりましたけれども、平成7年からパソコンの基本ソフトがありましたので、データをテキスト状態で保存をしていきました。それが結果的に安く仕上がっていくんですが、このあたりからだんだんホームページにも公開していております。

次に平成11年、「かりゆしウエア」を本会議でも委員会でも着用できるという決議を行って、実施しております。

次に平成12年、議場において議員の敬称を「〇〇〇〇君」から「〇〇〇〇議員」に変更しております。これは女性議員の誕生とか、当時の衆議院議長であります土井たか子さんが衆議院で「〇〇〇〇さん」ということで行っていきまして、その影響もあったかと思いますが変わっております。

次に14番、平成14年に市制施行80周年記念事業として「市民議会」を開催しております。これは「女性議会」とか「子ども議会」あるいは「青年議会」とか要望

があったんですが、全世代を網羅して、まとめてやりましょうということで、県内大学あるいは教育委員会、女性団体の協力を得て実施したものであります。このときも傍聴席は溢れておりました。

それでは16番ですね、議会運営先例集。これは復帰後の33年間のものの中から収録したものであります。それ以外のものといいますと10ページぐらいのまとまった資料がありましたけれども、本格的に取り組んで1冊の本にいたしました。

それから、その年に、議会関係例規集というのを発行いたしました。これが約300ページあるんですが、以前から発行されていますけれども、この中に改正履歴、前に改正したのはこういう趣旨ですよということを3行ぐらいにまとめて追加を行いました。その前から慣例とか行政実例を書いておりましたけれども、改正履歴の部分が追加であります。

振りかえりとしましては、那覇市議会は、やっぱり活発なところですよ。今ご紹介したのはほんの触りでありますけれども、全体として非常に活発だったと思います。しかし、これは議員だけの力ではないというふうには個人的には思っています。議会事務局職員、あるいは執行部の職員もですね、いろいろなことがあって、どんどん議員に資料を出していきまると、これに比例して、また、質問ももっと細かくなっていきますが、那覇市民のためということで活発に対応していただいたということがありますので、全体の力ではないかなというふうに思っています。照屋先生から議会の裏話もどんどんやってほしいという話がありました。データはたくさんありますけれども、時間ですよと言われておりますので、残念ですがこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

パネリスト報告

## 我が事として考えたい「議会のあり方」の視点から

末 広 尚 希

ティンパウホールディングス株式会社代表取締役社長  
(現ライオンの子ホールディングス株式会社代表取締役社長)

皆さん、こんにちは。少し高いところから失礼いたします。私はティンパウホールディングス株式会社(現：ライオンの子ホールディングス株式会社)の代表取締役社長をしております末広と申します。よろしくお願いします。

私はこのシンポジウムに市民の立場としての意見、問題提起を私なりの立場から提起をさせていただきたいなと思います。まず、この議会改革を目指してとあるんですが、この議会改革というのは、やはり議会のための議会改革ではなく、市民のための議会改革というのでなければいけないということがまず1つ、大原則だと思います。それにあたってはですね、先ほどの前津先生の報告にもありましたが、非常にびっくりした点が3つありまして、1つ目は「情報の公開を十分している」とする点ですね。ほとんどの議会が情報の公開を十分しているという意識を持っているという点。そして、2つ目にそうした意識下のもとで議会が、そして議員が報告会や何らかの地域とのつながりをですね、持つような交流の場を設けていないという議会が大半を占めていたという点、そして、3つ目はこの議案に対する一人一人、議員の賛否ですね、1つの議案に対して「これは反対である」「賛成である」ということに対して、この賛否を非公開にしているという点。これは非常に地域住民とその地域の議会との齟齬といいますか、大きなズレ、乖離を生む1つの原因だと思います。この3つの問題点を総じて地域住民の立場から申し上げると、最初の考え方やビジョンに賛同し支持をし期待をした、しかしいつの間にか、方向性や考え方が微妙に変わってしまっている、ということになると思うんです。議員が普段何をしているか知りたいという住民の期待と声に反して、情報公開の場を持っていないにもかかわらず、情報公開を十分にしているとするデータ、それに加えて議員それぞれ

れの賛成反対が非公開になっている、この相反する私の申し上げたこの3つの点が、やはりこの議会改革においては重要な点になってくるかと思えます。市民のための議会であるならば、最初の契約時だけ約束し、あとはつじつま合わせ、ではいけないんです。また、そういう疑いを生む事自体が地域を疲弊させてしまうとも思うんですよね。この議会改革というような流れというのは、やはり2000年の小泉改革からの流れで、地方分権型社会と受益者負担によるひとつの地域に対する意識喚起、悪く言えば自己責任改革、そうですねあえて私は申し上げるにあたってこちらには議員の皆さんもいらっしゃると思いますが、今日は市民の方も多くいらっしゃると思いますので、多少失礼な言い回しがあるかと思えますが、お許しください。でも、よく言えば地域に対する意識喚起という点においてあえてわかりやすい言葉で話したいと思いますが、この2000年の流れの中で、いかに地域が強い地域をつくっていくか。自治体としてどう意思決定をし、この地域に力を持って行くかという点です、大きな仮説として、議会は地域にとって必要であるというふうな仮説を立てるとしたらですね、どうあるべきかと。例えば2000年にあった改革の中での話をしますと、やはり私も一教育者でありますから、例えば今まで国が担ってきた教育の予算というものをですね、地方に裁量権が移った流れがありました。いわゆる地方分権改革の流れの中で、本来国が担保し続けて来た、守り続けて来た「教育」という国の根幹を担う絶対的領域でさえも地方自治体の裁量に投げられてしまったんです。予算もすべて。今まで国が担って来た教育の予算そのものを地方自治体の裁量において一般財源の中に繰り入れていいですよというふうな流れがありまして、これまでは国が本来担わなければいけない教育の予算というものを国庫負担金半分、地域の一般財源の中に繰り入れていいというふうな予算措置になったわけです。ということは、教育の予算、教育のあり方そのものも地域の意思決定、そして首長の優先順位、議会における優先順位によって決められていくわけありますから、地域によって教育機関格差、教育の格差が生まれてしまいます。それは私、一個人教育者として非常に問題意識を持っておりますし、当然、首長、議会に対しての問題意識もあります。私の住む浦添の住民として例えば議会というものが何なのかということを考えてときにですね、私はこの間、浦添の議会を見に行きました。新しい市長、リーダーが誕生したということで見に行っただんですが、その

大きな流れの中で、大きな改革の目玉として給食費無料化というような公約がありました。それをですね、やはり給食費無料があって誕生した市長、そして議会がその場に存在していたわけです。給食費無料化というのは、それを信じ投票した市民の立場からすると、当選したわけなので、すぐに実現するというふうには思っているんですね。そうですね。前回の市長であれ、今回の市長であれ。しかしその議場といいますか議会での現実問題として、これはすぐには変わらないという問題があることに気づいたというか、知りました。その議会というものが市長の、市民から支持された給食無料化を支持をしてですね、皆で一体となって改革、それを実現させなければいけないというふうな流れではなく、やはりこう一方的な意見として、それは本当に大丈夫なのか、できるのか、市民はすぐ実現すると思っているけどどうなんだというような、そういった一方的なやり取り。そしてそこに答えがないまま終わり、どうか協議をします、検討しますでその場が過ぎている。申し上げておきますが、私は決してこう、ある市長や政治や議会を批判しているわけではないんです。この議会のあり方というものに提言をさせていただきたいというふうな気持ちです。市民的立場でこれはリーダーシップとして意思決定をするに当たって、すばらしい公約だと思ったんですが、じゃあ、それを果たして実現していく議会というもの、このあり方そのものが、この地域のためになっているのだろうかというようなことも地域が抱える問題点として埋もれている事に気づいたんです。私は昨年、待機児童ゼロの実現を目指してフォーラムを主催し、青年会議所運動として開催したんですが、それにおいては議会からの反対、ものすごい反対を押し切った1人の市長、横浜市長に限られた財源、一般会計予算財源の中から、今の地域を見て何が一番優先順位が高いのかというようなことを公約として意思決定をして、それを解決に導いたというような事例もあるわけですね。こうした公約を何が何でも守らんとするリーダーのもとでは、本日配布資料の私の仮説にも書きましたが、執行権、予算の編成権というものを持っているのが首長であるということから、やはり議員、議会というものはですね、やはりただのチェック体制、行政のチェック体制だけ、時に市民の期待する公約にブレーキをかける存在なのかというふうに揶揄されることもあるとは思っています。しかし一方で、やはりでも市民からするとですね、市民の代表として一人一人が議会に送られていっているわけです。なので私た

ちの地域で公約を掲げて当選された方々が、果たして御自分の公約で掲げたこと、そして市長の考え、首長の考え方の中で、どれだけこう実行力、実現したのか。配布資料にも書きましたが、計画・実行、そして検証が行われているのかどうかを実際に動いた状況の開示とともにやはりすごく重要となりますし、市民が知りうる形で示す、情報の公開が絶対的に必要ではないかと思います。この地域では議会そのものが、リーダーの公約に対してブレーキとなっているのか推進力となっているのか。そしていつの間にか、市民が置き去りにされた攻防戦になっていたりするのです。首長も、議員も、市民のため地域のための存在のはずです。その原点を忘れてしまっている。なのでこの議会改革という行動があるとするならば、まずこの議会の中だけでですぬ成立したとしても、本当に地域に根差した改革にはならないのではないかと考えています。近年、開かれた議会、透明化を目指すということが各地で叫ばれています。棚上げですとか後回しという文化というのも確かに日本、沖縄にあります。であればせめてですぬ、どの案件、どの公約、どれが棚上げになっていて、どれぐらいまで進んでいるのかという見える化も含めて、地域の中心となる議会には責任として必要ですし、まず何よりも、時間が有限であるという中で、妥協点を見つかる場合が発生してしまうジレンマも市民と共有するということも必要であると考えます。もちろん、限りがあることで有効な話し合い、議論がなされる場合もありますけれども、例えば一般質問、質問の内容に関してもですぬ、ほとんどの議員が質問の内容が重複していたりですとか、そういった時間のロスというものも確かにあると私は考えるんです。これを一市民の立場から見て、本当に時間を有効に使った中で議論がなされるような仕組みがあるのかということで見たときに、私は疑問を感じたりします。それにおいてですぬ、やはり最初に、すなわち議会、議員も捨てたもんじゃなないと思われるように、この地域にとって議会、議員は必要だと、どうすればなっていくのかなと思います。私の1つのおもしろい話なんですけど、おもしろいというか、私の友人で嘉手納町のほうに議員がいるんですけど、議員になったきっかけというのが、陸上競技場をどうにかサッカーでも使わせてもらえないかどうかと思ったそうなんです。この方はサッカーが大好きでチームとして地域でサッカーをしていたのですが、全然サッカーをする場所がなくて、陸上競技場と併用して使わせてくれないかというようなことを打診しても、なかな



か議会として、あるいは地域として変わっていかないのが疑問に思い、それならば、もう自分が議員になって変えていくしかないと思って、この議会の中に飛び込んで、それを実現したとのこと。そのことで言うそうですね、やはり議会というのが地域を本当に変えられる場所というふうな認識というのが、やはり市民の中には必要ですし、そういう情報の共有、そして公開も含めて信頼性を得ていく必要があるのではないかなというふうに思っています。この仮説にも書いたんですが、(仮説)1は先ほどお話ししました。(仮説)2として、役所との関係性ですね。ここは私、待機児童の問題を研究しておりますけれども、やはり沖縄が全国一の待機児童率で、こんなに地域の中で大変な思いをしている、働きにくい、子供が産みにくい、それでも出生率は全国で一番なんです、高い離婚率、全国の70%しかない平均所得、そういった事情を抱える地域の中でですね、私からすると同じ全国一の重要課題としながらも、同じ改革といいますが、政策の中で進められてきている。一人一人の議員さんをお願いしたいんですが、公約として待機児童解消だとか、いうふうなことを掲げているということですね、何らかの改革がもたらされないと、地域というものはよくなっていかない。そして、今よりもっとよくするために議員という方々というのは地域から議会に送っていただいているわけなんです、そこで声を上げて、そしてこの声というものが、ただの質問とそして回答というような、そういったある種、整えられた環境ではなく、ぜひ党利党略を超えて地域というものを本当にどうしていくべきなのかというのを1人の、議員といえども1人の住民でありますから、その一人の人間としての誇りにかけた言動、使命感、行動力をお願いしたいと私は思うのであります。

そして結びになりますけれども、この提言といいますが、結びとしてですね、私なりのこれから、未来形への議会改革のポイントだと思いますが、ホームページ上だけで公開をする、そういったことで、本当に十分に皆さんに情報が伝わっているのだろうかという点を疑う必要がやはりあると思います。例えばスマホですとか、SNSが整えられた今の社会ですけれども、果たして有権者といいますが、投票に行かれる大半の方々、あるいは今、投票に行かない原因として、本当にこう届ける必要のある情報が届けられているのか。情報発信の方向性として適合しているのかといったところ、ぜひこの情報の公開というものは、終わりなき改革にもなると感

じています。例えば議会の中にこういった声があるというような掲示板を設けたりですとか、生の声ですとか、あとは議会だよりもっと市民が参画しやすいような工夫が必要だと思いますし、あとは議案も、そこの議会の中で役所から上がってくる議案だけではなくてですね、もっと時事的な問題が大半を占めるような、理想論かもしれないんですが、一人一人が地域の代表として選ばれた議員が議案を上げて、それを通すというような、推し進めるというような議会のあり方というもの、時間の使い方というものに、仕組みとして変えていってほしいと私は思います。この地域の問題を考えたときに、やはり教育、子供たちが笑える地域を、笑っていられる地域をつくるということが原点であります。そういった点からも、この議会というものは、どういったものかというものを、やはり小学校、中学校においても、キャリア教育の中に取り入れていく必要があります。そして、必要なのはPLAN DO CHECK DOですね、再実行まで。検証して再実行をする。その不足を補う、不足のまま消化不良に終わらせるようなことではなく、やはり不足をしている、しかし次まで後回しにできないというような意識を持って再実行をする気概を持っていただきたい。私たち一企業ですとですね、やはり解決するまで寝れないわけです。夜通し普通の会議室の中で膝を突き合わせて、解決するまで寝れない。解決策を見つけ、そこに向けた行動の決起を持ってして初めて寝れるんです。ですから会議の常識とされる今の姿、棚上げになる問題、議論自体が後回しにされるということが許されないという、一組織の視点を持ってほしい。それを何とか地域住民のために、本当の地域住民のための地域改革、議会改革を進めてほしいと思います。それにおいては私も一経営者として、住民として参画をさせていただきたいと思いません。以上をもちまして私からの報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

## 議会改革をどう進めるか

コーディネーター 小橋川清弘

パネリスト 前泊美紀 照屋仁士 島袋庄一 末広尚希 前津榮健

### ○小橋川清弘 自治体学会沖縄地域フォーラム会員／読谷村役場職員

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきましたコーディネーターを務めさせていただけます小橋川と申します。今日は自治体学会沖縄地域フォーラムと沖縄国際大学沖縄法政研究所の共催ということで、私もお呼びいただきましてありがとうございます。自治体学会というのは首長であったり、市町村の職員であったり議員であったり、そして研究者であったり、そういった方々が集まっている学会です。私も20代後半から参加して、もうじき30年ほどになります。そんな関係で、本日のこのお役目を授かったのかなと思っております。ただ、こういうパネルディスカッションというのは、出たとこ勝負みたいなのがあります、どんな質問がどういうふうに出てくるのか、今さっと目を通しておりますので、皆さん方からいただきましたご質問を中心にですね、進めてまいりたいと思います。ご発表の順序でということではございませんのでご了承をお願いしたいと思います。まず、一番最後の末広さんの報告の中で、議員がその地域から必要だと思えるような、そういうふうな議員、議会というものが必要で、地域住民と議会の密着度というのも重要なんだと。全国で議会改革あるいは議会基本条例を制定していく中で、そういう議会って要らないんじゃないのというふうなことを言われたところから、実は議会改革が進んだところもあるわけです。そんなことも含めて、今よりよくなる地域、それが議会のやるべき仕事なんだろうということのお話がありました。それに関連して糸満さんという方からいただきました、末広さんへの質問です。

議会改革とは、結局は議員の資質も無関係ではないと考えます。議員は專業です、エリートです。高貴な人ほど高い道徳心が求められると思います。末広さんの議員と議会改革の考えをお願いしますということです。末広さんよろしく申し上げます。

### ○末広尚希

質問、ありがとうございます。私は、この間、実は照屋先生のゼミの学生と話す機会がありました。その学生同士で言っていたことですが、議員はテレビの中、新聞の中の存在と思っていたと。これをたまたま何がしらのフォーラムでお会いして、やっと実感が湧いた。そして、直接話をする事で、ああ、議員ってこういう感じか、その学生の言葉で言うと「人間味があるんだな」というふうに感じたとのことです。地域のための難しい議論をしているというのはわかるんですが、やはり市民の中の議会、市民の代表である議員であるとするんですね、やはり支持を得るべくした資質はもちろんですが、やはり住民に説明ができるような行動が必要であります。そして私が提案した、先ほどと重複して申しわけないんですが、やはりこの市民との交流の場を持てる議員、持てる議会、というのが、やはり求められている改革の原点なのではないかと思えます。これは決して簡単なことではないとも思えますので恐縮ですが、ぜひですね、そこは大きなポイントとして上げさせていただきたいなと思っております。せっかく議会が地域のために活動し、様々な決定がなされていくのに、それが伝わり地域の住民が議会そのものに自分たちの未来の可能性を感じなければなんの意味もない、そう思うからです。

### ○小橋川清弘

ありがとうございました。まず交流とか、積極的に地域の中に入っていってみると、そういった地域の中に入ることのできる資質というのが重要だとそういうお話がございました。次は、南風原の照屋仁士さんへの質問でございます。先ほどの照屋さんのレジュメの中ですね、自分にとって議会は身近なものではなかったといったお話で、28ページの②のところでございます。まだ、照屋さん現在1期目です。この9月で2期目への挑戦と、そういう心づもりでいるということなんですけれども、議員が立候補の準備をずっと進めていく中ですね、一番、何ていうんでしょうか、照屋さんは1期目で有権者の人たちと、その流れがつかめている先輩議員さんとの間のちょうど境目のところに1期目というのはおられるんじゃないのかなと、そんなふうに思いましたので、今の議員の資質といましようか、そのことも含めてですね、1期目、ご自身が立候補されるときに、立候補しづらいという状況があったのかなかったのか、その辺について少しお話をお願いします。

### ○照屋仁士

このレジュメの中では割愛しましたがけれども、その議会は身近なものではなかったというところですが、まず、今は、僕は37歳で今年38歳になります。初めて議員になったのは34歳のころでした。それまではずっと高校生時代から地域で青年会活動をやっている、エイサーをやったり、また組織づくりで勉強会をしたりとかというふうにやっていたんですけども、もちろん議員さんも知っていました。地元にももちろん議員さんはいましたし、そういう中で、何か偉い人だなという、挨拶をしているのを聞いたらですね。ただ、実際に何をやっているのかというのはわからなくて、いろいろ青年会活動をしていく中で、先ほども末広さんの話で陸上競技場が使えないというようなお話もありましたけれども、さまざまな行政に対する不満とか要望とかはあっても、市民には苦情を訴えても実現することが僕もできなかったし、議員の皆さんに言っても、「これはしょうがない」とか、「もうちょっと待っておけ、いつかできるから」そういうことを言われてきたので、そういうところが非常に身近じゃなかったかなと。もちろん当然、世代も大分違っていたものですから、20歳前後はなれていたということがありますけれども。ただ、やっぱりそういうところをまず改革していくために考えると、役所の職員より議会のほうが偉いというのは誰でもわかると思うし、議員になったら何かできるんじゃないかというような純粋な思いがあって、いろいろ調べました。そういう中で、確かに議員になるためのハードルというのはそんなに軽くないんだと。まずは信任を受けるということ以前に、議員のその条件とか、そういったものが自分にまず魅力があるのかなのかと考えると、収入の面においても、その仕事の内容によっても苦勞の割には報われないというような考え方はあったかなと思います。

### ○小橋川清弘

ありがとうございました。確かに、先ほどの報告の中で報酬についても出てきたんですけども、若い世代として、報酬の面で言いますと、大きな市は別ですけども、那覇市のような中核市ですと、それなりの年収が保障されているということもあるわけですが、その那覇市の中で、先ほど裏話はあんまりできないよとおっしゃっていましたが、島袋さんに質問です。那覇市議会の中で秘密会会議録の部分公開とありますが、そこのことについての決定はどのように行われたのか、もう少し詳し

くお話をくださいということでした。島袋さんよろしくお願ひします。

#### ○島袋庄一

それでは秘密会議の件について、もう少し説明いたします。秘密会議、これ自体は議会の権限であり、自治法や会議規則で保障されているわけなのですが、秘密会だということで永遠に秘密のままにしておけるものなのかどうか1つの争点になりましてですね、結果的に那覇では審査会の答申を受けまして決議をしたんです。これは先ほどもお話いたしましたけれども、決議の形式とか内容について前例もなくて、全国市議会議長会や全国都道府県議長会、また当時の自治省とか、また、議会運営の専門家・野村稔先生にも照会しまして、最終的には、那覇市の判断ですよというような回答があったのですが、決議案の形式をとりまして、意見書決議の形式で本会議に上程されているものですが、その形式を踏んでいます。タイトルをつけまして、日付とですね、中身としては議決事項として秘密性を解除する方法は次のとおりとするということで、1番目に参考人の氏名、あるいは参考人を特定できる部分は除く。2番目に個人（但し委員を除く）に不利益を与えるおそれが明らかに認められる部分。3番目に個人（但し委員を除く）が著しく不快感を感じ、かつ名誉を害するおそれが明らかな部分を除いて秘密会議録は公開するというふうな決議を出しまして、賛成多数で可決されています。決議後に、議会運営委員会のほうから、当時は13名おりましたけれども、その後に検討委員会を設置しまして、全会派を網羅して、どこが秘密であるか、どこがということの具体的な作業をいたしました。ところが作業に入りますと時間がかかりまして、市民に公開するまでに3カ月かかりました。実際に公開したのは12月の下旬ごろということになります。議員の名前は非公開にできないだろうということで、職名ですから公開という結論になりました。それから執行機関の職員にもですね、〇〇課長とか、全部出すということで、個人名で言いますと証人喚問をした方の証人の名前は全部伏せるということですね。民間企業の場合には企業名も全部伏せました。公的機関名は全部表に出していきました。そういう作業を全部やっていって、3カ月ぐらいかかって公開をしたということになります。

#### ○小橋川清弘

ありがとうございます。先ほど那覇市の前泊議員の報告の中で幾つか出てきた

ことに対しての質問が、これたくさん来てはいますね、全部はたぶんいけないと思います。申しわけございません。まず、こんな質問がございます。議長選任は閉鎖的な感じがする反面、議長権限は強力なものであるように思う。議長選挙をオープンに公開する視点から、那覇市議会の立候補制に関し所信表明はどのように行われているか教えていただきたいとあります。

#### ○前泊美紀

ありがとうございます。那覇市議会の議長選挙の立候補制と所信表明は、去年8月、改選後の議長選挙から導入されました。ご存じのとおり、それまでは何となく決まっていたわけですね。保守系は誰々さんとまとめて、革新系は誰々さんとまとめて、というふうに。そうじゃなくて、市民の代表である議長はやはり表立って決めていこうということでの取り組みです。那覇市では、議長は2年交代というのが慣例です。なので、4年の任期の中の真ん中でまた改選をするわけです。2年前の改選のときに、私は無所属でありますから中立の立場をとっておりますから、いろいろな方が「議長選ではうちの〇〇に入れてくれ」と言ってくるわけです。しかしながら、無所属・中立の私としては、客観的に市民に見える形で、候補者と思われる皆さんの所信を聞いて、その判断で投票を決めるのが筋ではないか、ということで、まず当時の議長に、議長選への立候補制の導入と所信表明会の開催を求める要望書を提出しました。すると、その議長が「これは実は長年の懸案事項だった。これまで、きっかけがなくてできなかったが、次回までにはできるように内部でも話し合っていこう」との返事をいただいたんです。

じゃあ市議会としては次回からということなんですけれども、今回は私自身どうするか。やはり透明性の高い、わかりやすい方法で投票を決めようということで、候補擁立会派にインタビューをしました。その回答を、ツイッターで同じ分量ずつA候補はこう考えている、B候補、C候補はこう言っているということをオープンに流しながら、市民の皆さんにも意見を聞き、やり取りをしながら決めていき、実際の投票を行いました。

先の要望書に話は戻りますが、その後どうなったかということ、申し送り事項として改選後に持ち越され、それまでの2年間の議論を経て実際に実行されることになりました。その実態について簡単にご説明しますと、まず最初の臨時議会で議長選

挙が行われます。ぶっちゃけた話、実情はまだ変わらないんです。水面下ではやっぱり決まっております。だけど、できるだけ公にしていこうということで、前日までに立候補の届けを出してもらうわけですね。そして議場で候補者の所信表明を行います。これはちょっと議会運営上の話でいうと、所信表明は今のところ休憩中に行っているの、議事録には残りません。しかし、インターネット中継を那覇市議会は既に始めておりますので、ネットでは流れています。ですから、この議長選挙、インターネットを見ていると所信表明を聞くことができます。そういった形で所信表明を聞いた後に投票を行うわけです。それは、副議長選挙も同様な形で行っています。

#### ○小橋川清弘

ありがとうございました。先ほどの質問は氏名が書いてありました。読谷村議会山城正輝さんからの質問でございました。

続きまして、沖縄市議会の桑江直哉さんからの前津榮健先生への質問でございます。というか要望も含めてということなんですが、県内市町村議会で議会基本条例制定で議会改革を進めるため、アクションとして今年9月にとということで、市町村の統一地方選の議員候補者へのアンケートや現在の議員アンケート、議会改革を進めるメリットや手法を同時に進めるためなどの情報提供、世論喚起などができないでしょうか、機運を高めるために統一選挙という好機を失うなという要望も含めてなんですが、新しく9月議会に向けて何か公表という考えがあるかということだと思います。

#### ○前津榮健

私が今回アンケートを思いついたのは、2年前に法政研究所でシンポジウムを開催した際に、ぜひもう1度議会に関するシンポジウムをやってほしいとの声があったことと、その時、議会基本条例制定の話も出たのですが、沖縄の議会の状況を知る資料がなかったので、実態を知るために41市町村の議会に対してアンケートを実施しようと思ったわけです。例えば、議員報酬や議会の情報公開度などについて、僕自身も議会のことをよく知らないし、住民の方も知らないし、何となく推測して話している部分がこれまでであったと思います。住民の方が想像している議会と実態とは違うということも含めて、少しでも議会を知り、また、議会の方も改革の努力



を知ってもらい、住民を味方にし住民からアイデアをもらい改革を進めていく必要があると思います。今回のシンポジウムもそのようなものに繋がればとの思いから企画されたものです。今日のシンポジウムをきっかけに議会に目を向けていただければ幸いです。

また、先ほどまとめの部分で最初に指摘した、議会の2極化、つまり那覇市議会などのようにどんどん改革が進む議会と、いつまでも現状のままでいいという議会が県内にあるということを知って欲しいと思います。議会基本条例の制定だけが改革ではありません。ただ、現状からすると一つのきっかけにはなるかと思えます。何かできることから一歩踏み出して欲しいと思います。しかし、現状のままでよいとの傾向も見られるので、その実態に住民の方が目を向け、あるいは住民の方の目が向かなければ、議会の方が住民の方に積極的に働きかける努力も必要だと思えます。

それと、先ほどの島袋さんへの質問と関わる例の秘密会の会議録の件ですが、私も審査会の一員として関わっていましたので、補足しますと、あれは全国で初めてのケースでした。当時、県内のマスコミで大きく取り上げられた事件です。そこで那覇市議会が秘密会を開いて、その真相を探ろうとしたのです。その後、その会議の議事録の公開請求がなされたのですが、非公開となったので不服申立がなされたのです。情報公開審査会も初のケースでとても悩みました。そこで実質審査をするために、議事録を読んでみました。B4でかなりの分量がありましたが、公開可能な部分もあるということになりました。ちょうどその頃だったと記憶していますが、会議が秘密会で開かれたということと、その会議の議事録の秘密とは、別のものだという判例が出たのです。そこで、審査会は、先ほどの3つの条件を付して、公開すべきだと判断し答申したことを覚えています。結局、その答申を受け、最終的には、那覇市議会が独自の判断でもって、一部公開にしました。その判断で良かったと思います。その点付け加えさせて下さい。

#### ○小橋川清弘

ありがとうございました。前泊さんへの質問、かなりたくさんあるんですけども、次はこの方にしましょうか。大城行治読谷村議会議員からです。質問趣旨は、議会が二元代表制と言われる中で、那覇市議会が円形議場になって議員の意識、議

会運営に変化はあったのかという質問についてです。前泊議員さんお願いします。

○前泊美紀

ありがとうございます。ぜひ円形議場、皆さんにご覧いただきたいと思います。よくよく見ると、那覇市の市章の形をしております。まず、率直な印象から申し上げますと、円形にして、より議論が活発になった、そういった印象を受けます。また、質問の質も上がったという声も聞きます。上のほうはガラス張りにして、しかもインターネット中継も始まりました。ちらっと見えますかね、スクリーンが取りつけられているのがわかると思うんですが、両側の壁にスクリーンがついていて、採決の電子化をしております。なので、この議案に対してだれが賛成したか、反対したかボタンを押すわけですね。一目でわかります。名前が出てきて、その本人が賛成したか、反対したか色ですぐわかります。やっぱりこういったことをしていくと、それぞれ質問の質といますか、議員としての見聞を広めていこうとかですね、恥ずかしい発言もできないなということで、内容が濃くなったのではないかという声もいただいております。そしてなにより、変なやじが減ったなと感じています。私は新人議員でしたから、席が一番前なんですね。こうやって後ろに先輩方がいる議場のときはヤジが横行していましたが、円形になったことでだと思いたくせけれども、それぞれの議員とお互いが見える、議論がしやすくなった一方、変な悪口、ヤジを飛ばしづらくなったのではないかなというふうに感じています。

○小橋川清弘

それぞれの質問に対する回答はご参考にしてください。それでは照屋議員へ2点ほどです。1点目はですね、今日の検討項目の中で、通年議会を盛り込まなかった根拠は何ですか。あと1つは、反問権の行使をするときに、一般質問の中で議員の答弁の時間は質問時間の中に組み入れているのかどうかという、これは技術的なところなんです、そこも含めてよろしくお願いします。

○照屋仁士

まず、具体的な調査・検討項目ということで、33ページのほうの通年議会のほうですね。7番目に取り上げています。通年議会のメリット、デメリットみたいなものを話し合いました。実際の運用をしている市町村の声とかもですね、視察等を通じて確認しました。そういった中で、通年にすることで議会ですぐ本会議でやって

いたことがあったんですけども、実際、運用上では年4回の議会の構成だとかです、通年議会にすることで、じゃあ1年の半分以上を議会にするかとかです、また議員がそれぞれ議員として果たすべき町内の状況だとか、自分の自己学習を研さんするという視点から考えても、運用上も実際上も通年議会にすることで得られるメリットというのがそんなにないんじゃないかというような議論の中で、ただ、インパクトとしては通年議会を実施しますというインパクトはあると思うんですけど、現状、それで何が解決できるのかという視点に立って通年議会は盛り込まないという結論になりました。それで反問権ですけども、これも条例等にはそういった時間を含めるか含めないかという細かいところまではなっておりませんが、当然、反問ですから、今、南風原町議会は一問一答で答弁含まず30分ということになっています。そういう中で、議論の中では、その30分の中には含まれないというふうな議論を今しています。

#### ○小橋川清弘

ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

さて、これも前津先生に、今のことに関連するのでしょうか。アンケートの回答に、一般議員の報酬額というものがありますが、外国の例では、地方議員はボランティア的に地域のために議員を務めるという例もあるかと思います。その場合、本業はほかにあってそこから生活費をまかなう。日本、または沖縄の場合、議員になることは一種の目的、あるいは就職先であるという考え方があるように思います。そのような体制を変えることは可能と思われますか。

#### ○前津榮健

確かにご指摘のように外国ではそのようなボランティア的なところもあるようです。日本でも名誉職というか、そういう形でやっていた時期もあります。しかし現在は報酬制になっています。先ほど示した報酬額をどう考えるかですが、その報酬でやっていけるかという、難しいと思います。むしろ、議員の方の中には損な役回りをさせられているのではと感じている方もいるかと思います。というのは、一生懸命選挙運動をして、住民のためにとの強い思いでもって議員になっても、その後、住民の方からはどちらかというと余り協力してもらえないし、遠い存在だと思われるし、一生懸命やっているが、住民からは評価されているのだろうかとの思

いも出てくると思います。その辺のところは、後ほど照屋議員や参加されている議員の方々にお聞きしたいですね。

○小橋川清弘

先ほどの末広さんの報告の中では、その自治体の議会みたいな、執行部においてもそうなんですけれども、地域益、地域の利益ということが最大化されるべきというご主張でした。これは議員報酬額の決定についてまた別の角度からの質問なんですけれども、議員報酬額の期末手当、その他諸手当等、有権者を含めた第三者機関、公開の場で意見を聞いて決定することができないかということについて、末広さんどう思いますかという、今の報酬のお話でございます。

○末広尚希

難しいですね。質問ありがとうございます。報酬が適切かどうかは少し難しい問題です。ただ、今の質問の中でおもしろかったのは第三者機関という、いわゆる審議会という形でしょうか。議会のチェック体制を担う市民がボランティアなり、何かこう地域で集うような、議会にしては審議会というような、それはおもしろい観点が含まれているのではないかなと思います。ただ、地域を守る、あるいは地域益をもっと向上させ、そして地域にもっともっと活性化を促す役割を担う議員1人の報酬としてはですね、やはり報酬のかわりにといたらなんです、一就職先として考えたとしても、その責務というか責任は伴うと思います。それにあたっては、この事由の中で何が不足しているんだ、地域に対して地域に関して何が不足しているのか、先ほど前津先生の報告からあった、私も経験しましたがけれども、情報の公開方法、そして地域との交流の場、そして議案に対する自分の一個人としての、議員としての賛否、こういったことを、こっちから報告して伝える必要があります。それにおいては、やはりこの議員報酬というものは一般財源の中でわずか1.何パーセントにすぎないですから、多いか少ないかは、1円でもと言っても、やはり貰うということは、それに伴う責任を返す必要があります。今の現状から言うと、やはりその責任をもっと地域に根差した返し方をした上で、もっとこう議員としての立場を社会的に向上させて、もっともっと給料が上がる仕組みが一番適切ではないでしょうか。

○小橋川清弘

同じような質問を照屋さん、どうぞ。

○照屋仁士

私もですね、議員になって世の中を変えよう、自分の地域をよくしよう、そして僕の身の回りにいる人たちの役に立とうという、本当に熱い思いを持って議員になることを決意しましたがけれども、実際には、調べて見ると収入とか、そういった部分は非常に苦しい面があります。単純に言うと、給料の部分はサラリーマン時代の半額になりましたし、そういった中で、でも議員をやっているからこそ得られる充実感とかですね、仕事のやりがいというのは当然あるので、議員報酬以外にも僕は収入を得るために働いたりもしています。そういう中で、当然、ボランティアで議員やれる方々がたくさんいらっしゃればいいとは思いますが、今の私たちの世代、または僕よりもっと下の世代、社会に出た中で、朝は7時から夜中の10時まで働きながら家庭をつくり、そして会社の中で何とか首を切られないように生活をしていく。そして、そういう中でも理不尽に税金のことだとか、保育所の料金のことだとかというのを考えて、さらにそれで納得がいかなければボランティアで議員がやりなさいというのは、多分、僕は現実的に無理だというふうに思っています。やっぱり、今、僕も収入とかそういったのは、いろいろな若い人たちには勧められない。でも、目的を持ってこういったことも変えていけるように一緒に取り組んでいこうという声かけは、よく周りの仲間に行っているかな。それがちょっと答えかはわかりませんが、現実的なところかなというふうに思います。

○小橋川清弘

ありがとうございました。島袋さんには17年間も那覇市議会の事務局におられた経験からのご報告をいただきましたけれども、かなり那覇市は活発な議会で、これまで深夜に及ぶなど、白熱の議会といった新聞の見出しが載った時期もございましたけれども、そういった活発で白熱した議会の裏側で事務局の職員というのはどういった活動をしているのでしょうか、お話しできる範囲で結構でございます。よろしくお願いします。

○島袋庄一

事務局職員のごことは、今も話づらい内容ですね。定年になったら話すかもしれ

ませんが。議員と事務局との関係は、私は一言で言いますと親兄弟みたいな感覚で理解してまして、表に立つのがお父さんやお母さんなんですけれども、逆に表で頑張ってもらうには下支えといいますか、事務局職員が一生懸命調べたり、「調査なくして発言なし」という名言が議会でありますけれども、調査しないと発言できないですよ。人前で発言するからには十分な調査研究が必要で多くの議員から言われてですね、ですから、ある議員が一般質問等をした場合には、事務局職員としての責任も伴うものです。議会でもですね、全会一致で決議案が可決され、マスコミからも大きく評価され報道されると、今はほとんどないんですが、あの当時は時々そういうこともありました。逆に、議長が失敗をしたりとか、あるいは議会がマスコミから批判されたりすると、自分たちの力が足りなかったんじゃないかなと反省することもありました。事務局職員としての醍醐味というんですかね、またこれも議会が活発化しますと、議会事務がどんどん変わっていきますので、常に対応していく、対応していったというときの喜びですね。例えば議長が採決等を諮りますから、賛成だったら挙手とか起立を求めますときに、10名いらっしやる中で5名が立ったときに、議会によっては賛成少数で否決という処理をしている議会もあるみたいですが、これは、もしかすると可否同数かもしれないですね。5名が起立した、5名は座っていますから、可否同数の可能性があった。それは10名のうち5名だったら、6名いたら起立多数なんですね、ご存じのとおり。6人が立っていないければ賛成少数で否決というようなことにはならないと思うんですね。また、会議公開の原則があって、採決の途中で休憩が取れない場合、あれをどうするかということを事務局職員は議長と一緒に、あるいは委員長と一緒にその場面場面に対応して切り抜けていかないといけないわけですが、それがうまくいって議決をして、議会として本会議を切り抜けたとき、とても感激しました。あるいは市長提案の補正予算の修正案、予算を修正可決して行ったんですけども、あれは非常に修正困難なものがありまして、那覇市議会の場合は20回ぐらいありました。提案した側は大変だったと思いますけれども、整合性がとれるように修正しないとダメですから、財政課と調整しながらやっていきますけれども、それが通った場合、あるいは条例の提案の条例の修正案、あるいは基本構想の修正案、こういったものを議会が、議員提案として提出して、その修正案が通ったときですね。あるいは、通ら

なかった場合には、議運委員長と一緒に「残念でしたね」ということで、ある意味では一心同体のような気がします。そんな中で17年間いたんですが、楽しかったといえますか、一瞬一瞬がですね、緊張感があって勉強になりました。以上です。

○小橋川清弘

ありがとうございました。議員と事務局職員は親兄弟ということでしたが、那覇市のことについて名護市議会議員の岸本さんより質問が来ています。議案説明会を会派ごとに行っているということでしたが、各会派の議員に細かな質問の内容を把握されたくない。必要以上にヒントを与えてしまうということなどが要因なのでしょうかということです。

○前泊美紀

ありがとうございます。結論から言うと、恐らくそういった意味だと思います。本当はですね、議案の説明というのは地方議会の八百長の1つといえますか、表立った場で話はなかなかできないんですけども、おっしゃるとおりで、会派で手の内を知られたくないというのが主な理由かと思います。残念ながら、二、三日、執行部の職員は議案説明で拘束されるわけです。廊下にいるわけです。部長、課長クラスですね。私は一人無所属だった以前は議案説明を受けられず、担当課長が概要説明をしてくださったのですが、どうせ同じ説明を受けるならば公開で聞きたい。もしくは県議会のように与党、野党1回ずつという、そこまで削減しないと行政事務の効率化はできないんじゃないかと思っておりました。このたび那覇市議会でも議案説明の一本化の動きが水面下でぐっと進んだわけですが、いち早く県議会が一本化しています。しかし、やはり一緒に出たくないという会派が二、三います。それでも賛同する与野党超えた会派で、まずは一緒にやっというところでやっています。なので、まずは全員で議案を聴取する。細かな質問とか、手の内がわかるような勉強会は各会派ごとにやってもらうというふうなことになっています。

○小橋川清弘

ありがとうございました。末広さんにですが、先ほど例えば議員の公約、議員としての公約、それから首長としての公約、議会の中で公約同士のせめぎ合いというようなお話がありました。市民の中から、それを傍聴などをすることで知ること

なったり、あるいは知り合いの議員から情報を得て、そういうことになっているのかと思うんですが、市民として見た場合、この公約のせめぎ合いというところの重要性というか、あったほうが良いと思っているのか、ないほうが良いと思っているのか、首長の公約と議員それぞれの公約があると、その公約のせめぎ合いということについて、もう少しお話しいただけますか。

○末広尚希

ありがとうございます。私なりの考えですが、やはり地域を代表する議員の公約、これが仮に首長の公約との違いですね、そごがあった場合なんです、これは自然なことだとも言えます。ただ、その状況を市民のために推し進めなければいけない、あるいは折衷案を図らなければならない立場というのが議員一人一人の役割だと考えます。やはり今の有限的な議論の場では恐らく、相当足りないのではないかと思いますね。報道でもそうですよね、いつの間にか、議題よりもせめぎ合いに注目が置かれ、議題はタイムリミットを迎えるわけです。いわゆる3・6・9・12というような定例会の中ではですね、本当に十分にこの議論も含めて、そして棚上げになった、後回しになっている問題、これがどれぐらいあるのか。そして、どのくらい議員一人一人が1つの力量、熱意を持って議会に落とし込まれたのかということ、市民は知らないわけですね。時間切れによって問題点に対する十分な議論が消化不良になっていても市民知らない。なので、これはやはり見える状態にしてですね、進めていく必要がありますし、その議員一人一人の公約と首長の公約、これがどごが一緒にどごが違うのかということも含めて、整理したうえで、そごが注目されることをあらかじめ示すこと。議会は地域の問題を解決する場所ですから。地域の声そのものが主役なのです。このことを決して忘れてはいけません。ですから首長、議員、それぞれ一人の役割として言うならば、各地域の声をどれだけ真摯に議会の中に落とし込めるかということですよ。解決策を見出すのが民主主義であります。それは共通の目的があることで考えは違ってても共存し、繁栄のためにこれまで成果を生み、そして成果を殺しもして来たでしょう。違う部分が違うアイデアとなる必要がある。その根っこを見失わなければ、地域の声は公約のぶつかり合いよりもむしろ公約の進化になるのではないのでしょうか。これが一番重要になってくるんじゃないかなと私は思います。ありがとうございます。



○小橋川清弘

ありがとうございます。そろそろ時間が来ておりまして、最後にですね、お一人ずつ4名の報告者の方々に一言いただきたいと思います。まず前泊さん、26ページの6番については後ほどというお話がありました。そのことも含めてお願いしたいと思います。

○前泊美紀

すみません、6番の話をしようと思いましたが、ちょっとそれはまた最後に、簡潔に話をしますから、ざっくり報酬の話を簡単にして私のまとめとしたいと思います。

議員の報酬、定数の問題。議会改革といえば、まず市民の皆さんが関心を持つのはそこじゃないでしょうか。しかしながら実態としては、それは要するに市民との意見交換の場を設けるといふところを先行的に取り組んでいるところが多いかと思えます。確かに、少し前までは議員定数削減こそが議会改革という時代でございました。那覇市でもそういった話がありますが、今はまず議会の質を高め、市民との意見交換を密にして充実した議会にして、それから市民と考えていこうということになっています。先ほどの報酬に関する第三者機関の設置。非常に重要な意見ですね。実は、とりわけ報酬に関しては既に審議会がございまして、識者の先生方や一部の市民の方々が入って、この特別報酬、市長の報酬とかですね、議員もですね。議員の報酬に対してチェックはしておりますが、中身も調べているということはありません。さて、先進市の中ではこういった議員定数、報酬の対応を市民の皆様とオープンに話し合っただけで決めていっているところが徐々に出てきております。例えば会津若松市ですね。議員がどういった活動をしているのか、それをグラフに落としとめてまとめるとかです。例えば議会への出席とか、地域の行事への参加とか、そういうのを公益性の観点などからデータを落とし込んでいって、年間何日の労働時間があって、じゃあ、それを時給換算すると、そのレベルだねと。これをまず市民に提案をして、それから決めていくという方法をとっていっているところもあるんですね。まさに、それこそが市民がどういった議会を求めているのか、それにあわせて報酬のあり方、定数のあり方、ボランティアだけなのか、専門性なのか決まってくると思えます。議会改革は市民のための改革であります。これから市民の皆様ととも

に、議会のことが決まっていく。今日がそのきっかけになればと思っております。

最後に、私は議会改革を志して議員になりまして、今は全国の市町村議会の研修会にも参加しております。議会改革の議論、地方議会の議論というのは、まず地方議会は国会と制度が違う二元代表制であり、国会での政党間での議論と地方議会でのテーマは違うはずだということから始められるところがあります。一方、沖縄には基地問題という特別な事情があるわけですね。こういった沖縄の特殊事情や、また歴史的に立法院の歴史もありますので、それらのことを加味しながら、沖縄に合った沖縄型の議会改革の取り組みをしてみるいい時期ではないかなと提言したいと思えます。

最後にお知らせ、私はローカルマニフェスト推進地方議員連盟の運営委員を務めさせていただきますが、近年全国から非常に注目されている活動が沖縄で多々出てきております。その受賞報告会をご案内のとおり予定しておりますので、もし関心のある皆様はぜひお越しいただきたいと思えます。長くなりましたが、ありがとうございました。

#### ○照屋仁士

私にとって今回のテーマである「町民に身近な議会へ」ということで、議会で活性化の議論もさせていただきました。基本条例もできました。でも、やはりまだまだ足りないと本当に思っています。未広さんの議論、そして会場の皆さんからの質疑もありましたけれども、やっぱりその議会との距離感、そして何よりも身近で役に立つ、それがやっぱり必要なんだと思えます。まだスタート地点だと思えますので、これから、いろいろな先輩議員と熱く語り合いながらですね、一歩ずつ、でも確実に議会改革と一緒に進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

#### ○島袋庄一

最後にということですが、那覇市議会はこれまで非常に活発だったと思っております。それが伝統といえますか風土みたいになっていて、今日に受け継がれて現在でも活発だと思っております。今後もですね、その活発化な伝統は財産だと思っておりますので、今後受け継いでいってほしいなと願っております。なぜそういう言い方をするかと言いますと、あと2カ月で定年なんですけど、今後も議会は続きます

し、議会のチェック機能は益々重要だと思います。沖縄県内の議会は、どの市町村の議会も他県の議会に比べて活発だと思っています。事務局職員も議員の皆さんも、執行機関の皆さんも活性化する方向で頑張っていただくことを期待しております。以上です。

#### ○末広尚希

ありがとうございます。議会のあり方を問うということは、恐らく民主主義のあり方自体を問うことだと思います。今年は選挙イヤーと言われる年でもありますから、ぜひ私も一市民、一県民の立場として、その動向をしっかりと見極め、一緒に参画していきたいなというふうに思います。なんと言っても私たち大人が地域のために、私たちの愛する街のために可能性を無限に描けるそんな未来を創るべくそれぞれの活動をしているわけです。なので、子供一人一人がこういう大人になりたいな、こういう地域のために自分の行動、そして自分の意思をですね、しっかりと皆の前で堂々と言って、地域のためになれるような堂々とした大人になりたいなというふうな大人にならなければいけないと。また、議員にならなければいけないと、そして一市民にならなければいけないと、そういうふうに思います。この議会のあり方という、議会の機能としてはですね、今、この議会として、あるいはリーダーと議会、今ちょうど辺野古の問題がありますが、議会ではこういうふうな決議がなされた。しかし、リーダーの一つのツルの一声といますか、それによって、この民主主義そのものが問われる時代になってきました。そういうことも今、沖縄は抱えているわけです。そこもやはり議会を改革する上でしっかりとその中に、改革の中に入れていかなければ、恐らく、本来の地域のための議会改革、一人ひとりが我が事として考えられる政治行政のあり方にはつながっていかないのではないかと思います。足踏みをしていても、くつの底は減ります。ならば、できるだけ、せめて前進はしたい。この前進の仕方として、やはり民主主義でありますから、議会が人々の住み暮らす地域の中心として、改革されていく必要があるのではないかとこの提言をさせていただいて、私の最後の挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

#### ○小橋川清弘

ありがとうございました。議会改革というのは議員一人一人の意識も改革が必要

だと思えます。そして、それが実践されるべきものであろうと思えます。しかしながら、その議員を選ぶのも私たち有権者ということになります。有権者がその市町村や自身の住むその地域の課題、まちづくりの方向性といった分野に至るまで関心と協働の意識を持つことも必要であり、有権者そのもの、私たち自身のありようが議員の質を高めもするし、逆にもなるのではないか、そんなふうに思えます。

こうして考えてくると幾つもの課題がございます。今後もこうしたシンポジウムを継続していく必要があるように、私は感じました。

日本国憲法前文は「主権在民」を宣言しています。その主権者に一番近い政府は市町村にはかならないのです。主権者重視の視点こそ重要であると思えます。

自治体学は主権者たる私たち市民を自治主体と考える学問とも言えます。換言すれば住民視線、市民視線から行政や政治を考えるということです。どうか自治体学会への入会もお願いして、本日このシンポジウムの締め言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

